

今回は「産前産後休業」「育児休業」にかかる申出書について紹介します。

産前産後休業期間や育児休業期間について、健康保険・厚生年金保険の保険料は、事業主が年金事務所に申し出ることにより被保険者・事業主の両方の負担が免除されます。

なお、この免除期間は、被保険者の将来の年金額を計算する際には、保険料を納めた期間として扱われます。

「産前産後休業」「育児休業」にかかる保険料免除について

	産前産後休業	育児休業
提出する届書等	産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届	育児休業等取得者申出書(新規・延長)/終了届
休業期間	産前42日(多胎妊娠の場合は98日)から産後56日目までの間で妊娠または出産に関する事由を理由として労務に従事しなかった期間	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 による満3歳未満の子を養育するための育児休業等(育児休業および育児休業の制度に準ずる措置による休業)期間
保険料免除期間	産前産後休業開始年月日の属する月分から産前産後休業終了年月日の翌日の属する月の前月分まで	育児休業等を開始した日の属する月分から終了する日の翌日が属する月の前月分まで ①開始日の属する月と終了日の翌日が属する月が同一の場合でも、育児休業等開始日が含まれる月に14日以上育児休業等を取得した場合は免除 ②賞与にかかる保険料については、当該賞与月の末日を含んだ連続した1か月を超える育児休業等を取得した場合に限り免除

POINT

育児休業にかかる保険料免除は「**育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律**」に基づく育児休業等期間に限ります。原則、**事業主等は労働者にあらず、この法律に基づく育児休業等は取得できないため、申出はできません。**

「産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届」作成時のポイント

今回は特に「産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届」作成時のポイントについて紹介します。

提出期間：産前産後休業中または産前産後休業終了日から起算して1カ月以内の期間中



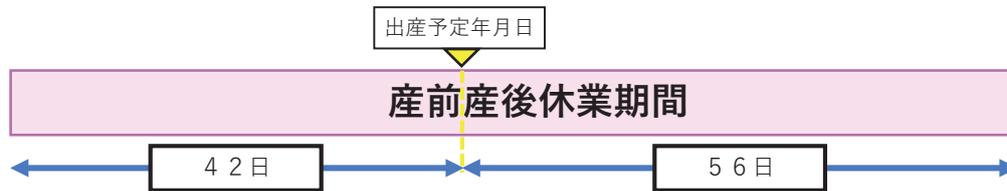
出産前に「産前産後休業取得者申出書」を提出した場合で、裏面で紹介するケースの場合に「産前産後休業取得者変更(終了)届」の提出が必要となります。

○ この申出書を出産予定日より前に提出された場合で、実際の出産日が予定日と異なった場合は、再度『産前産後休業取得者変更届』(当届書の「共通記載欄」と「A.変更」欄に記入)を提出してください。休業期間の基準日である出産年月日がずれることで、開始・終了年月日に変更になります。

「産前産後休業取得者申出書／変更（終了）届」作成時のポイント

出産前の申出

産前産後休業期間は出産予定年月日以前42日（多胎妊娠の場合は98日。以下同じ）から出産予定年月日の翌日以降56日目までの範囲で労務に従事しなかった期間を記入します。

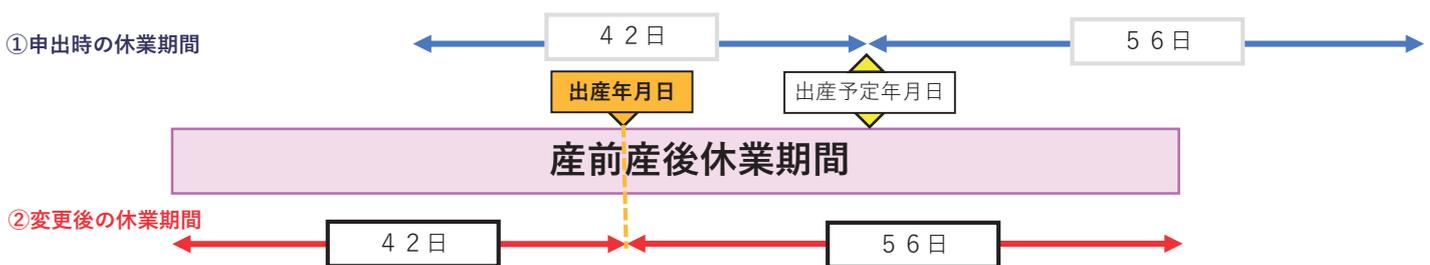


出産前に「産前産後休業取得者申出書」を提出した場合で、次のケース①またはケース②に当てはまる場合は「産前産後休業取得者変更（終了）届」の提出が必要となります。

出産後に変更の届出が必要なケース

ケース① 出産予定年月日より前のお産の場合

出産予定年月日より前のお産の場合、産前産後休業期間は出産年月日以前42日から出産年月日の翌日以降56日までの範囲で労務に従事しなかった期間を記入します。



ケース② 出産予定年月日からN日後のお産の場合

出産予定年月日からN日後のお産の場合、産前産後休業期間は出産予定年月日以前42日から出産年月日の翌日以降56日までの範囲で労務に従事しなかった期間を記入します。

